

佐野市告示第58号

軽自動車税の環境性能割を課税免除する軽自動車

佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）附則第15条の2の3の規定に基づき、県知事が自動車税の環境性能割を免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車を次のように定め、平成31年10月1日から適用します。

平成31年3月20日

佐野市長 岡部正英

県知事が自動車税の環境性能割を免除する自動車に相当するものとして市長が定める軽自動車は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）が当該特定非営利活動法人の設立の日以後3箇年以内に専ら特定非営利活動に係る事業（同法第11条第1項第3号の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載されたものをいう。）の用に供するため無償で譲り受けた軽自動車とする。